

企業における営業秘密管理に関する実態調査2020 調査概要説明資料

2021年3月

独立行政法人情報処理推進機構

実施：みずほ情報総研株式会社

調査全体概要

- **目的**：企業における営業秘密の漏えいの発生状況や被害状況、漏えい対策や事後対応等の実態を明らかにし、営業秘密漏えいを防ぐために有用な対策等を分析する
- **期間**：2020年8月～2021年1月
- **実施内容**：以下の4種類の調査を実施

アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">● 企業における営業秘密の漏えいの発生状況や被害状況、営業秘密の保護対策の実施状況を把握することを目的として、国内企業16,000社を対象に43問の郵送アンケートを実施
インタビュー調査	<ul style="list-style-type: none">● 営業秘密の漏えいや管理に関する実態についてより詳細を把握するため、国内企業5社へのインタビューを実施● 法的な観点から、営業秘密漏えいの実態及び企業で実施すべき対策を把握するため、弁護士2名へのインタビューを実施
文献調査	<ul style="list-style-type: none">● 営業秘密漏えい及び保護対策に関連する国内や海外のレポート等を用いて、営業秘密漏えいの発生状況や営業秘密保護対策に関する最新の動向を整理
裁判例調査	<ul style="list-style-type: none">● 2016年9月以降の営業秘密漏えいに関する裁判例（刑事、民事）について、不正行為の詳細、組織の被害や損害額、判決の要旨等を整理し、営業秘密該当性の判断についての裁判所の判断及び対策のポイント、営業秘密管理指針の改訂（2019年1月23日）前後の判決の変化及びその内容等について調査

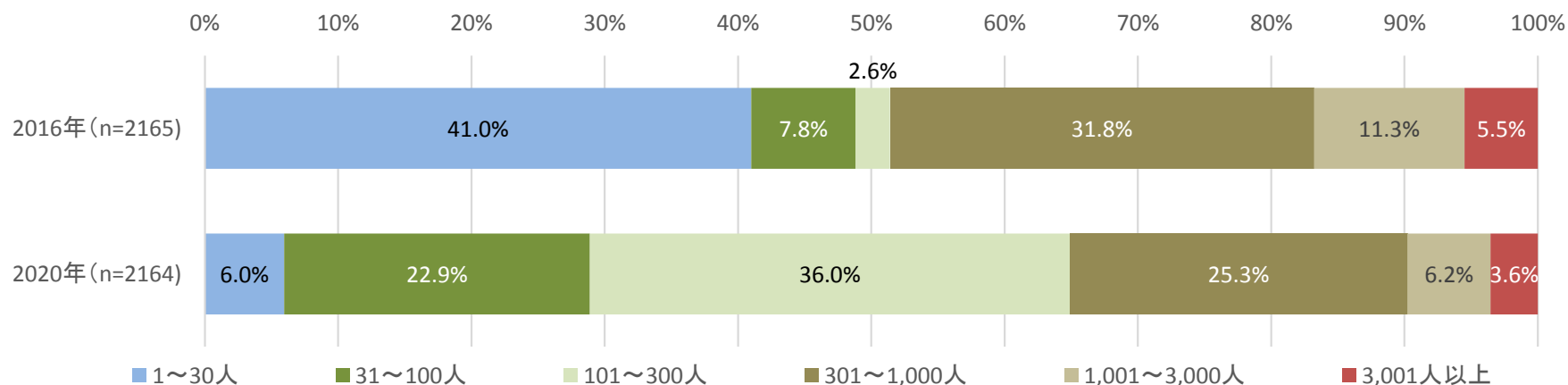
調査仮説の設定

■ 下表の仮説をもとにアンケート・インタビュー項目を設定。

1	内部不正対策は進展したか？	<ul style="list-style-type: none">① 秘密保持に関する誓約書の徴求や就業規則の見直しを行う企業が増加② 内部不正を原因とする情報漏えいインシデントの発生は微減③ クラウドサービス上の秘密情報の不正利用対策は進展していない
2	中小企業の対策は進展したか？	<ul style="list-style-type: none">① 情報漏えいの生じた企業の比率はやや増加② 情報漏えいの発生頻度は中小規模企業よりも大規模企業において高い③ 連携先やサプライチェーンを通じた情報漏えいが増加④ 漏えいする情報の種類は引き続き顧客情報・個人情報が増加⑤ 営業秘密のレベル別管理を行っている企業は増えていない⑥ 企業内でルールが適切に運用されているとは限らない
3	管理強化のきっかけはあったか？	<ul style="list-style-type: none">① 情報管理強化のきっかけは取引先からの要求が最多
4	「秘密情報の保護ハンドブック」活用企業の追加的ニーズは？	<ul style="list-style-type: none">① 現行ハンドブックに記載のない対策に関する紹介へのニーズ出来
5	不正競争防止法改正の効果はあったか？	<ul style="list-style-type: none">① 一部の企業が限定提供データとして保護することを前提とする契約ひな型等を整備② 限定提供データを対象とした不正競争行為を認める裁判例の出現③ 技術的制限手段の効果を妨げる不正競争行為を認める裁判例の出現
6	営業秘密に関する訴訟・判決に変化は見られるか？	<ul style="list-style-type: none">① 秘密管理性の認定に係るアクセス制御方法の有効性判断に関して新たな裁判例が出現② 非公知性の認定に係る情報の管理方法に関する判断を含む新たな裁判例が出現③ 欧米の営業秘密保護に係る判例が国内にも影響
7	ウイズコロナ、ポストコロナで課題や対策は変化しているか？	<ul style="list-style-type: none">① 国内企業のうち2～3割程度がコロナ禍で情報管理のルール見直しを実施② テレワークの導入で営業秘密該当性が損なわれる可能性の認知が進んでいない③ テレワークの導入を通じて企業におけるペーパーレス化が進展④ クラウドを通じた秘密情報の共有が進む一方、その不正利用対策は不十分

アンケート調査概要

- 目的：営業秘密の漏えいの実態や企業における営業秘密の管理に係る対策状況等を把握（2016年に実施された同種調査の2回目）
- 方法：郵送による送付・回収
- 送付数：16,000件（コロナ禍の影響を鑑み、督促なしでの目標回収数を確保すべく、多めの送付を実施）
- 回収数：2,175件（目標1,400件、回収率：13.6%） 前回18.1%
- 回答企業の構成：下図の通り。前回は零細企業の構成比が高く、今回は中堅企業の構成比が高いため、結果への影響あり



アンケート調査の業種・規模別回答率

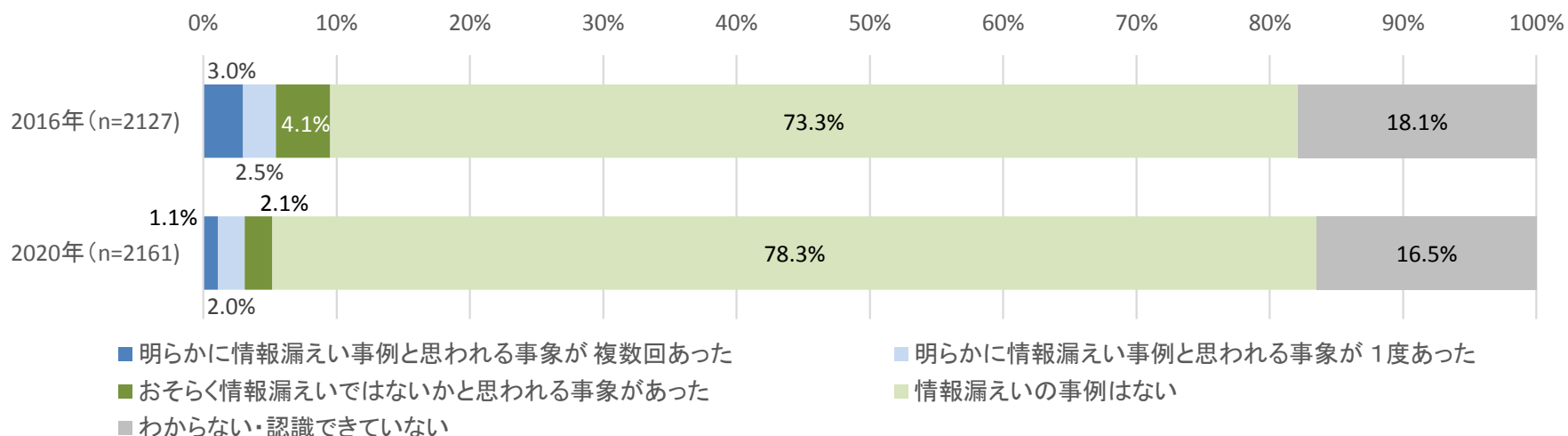
- コロナ禍の影響が大きかった宿泊・飲食サービス業からも、悪影響のなかった情報通信業と同程度の回答率を確保

業種	従業員数毎の回答率							業種全体の回答率
	1～4名	5～30名	31～100名	101～300名	301～1,000名	1,001～3,000名	3,001名以上	
農林業	0.0%	0.0%	60.0%	100.0%	100.0%	—	—	42.9%
漁業	0.0%	50.0%	75.0%	0.0%	—	—	—	54.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0%	50.0%	75.0%	0.0%	0.0%	—	—	41.7%
建設業	22.2%	25.0%	24.1%	16.2%	13.8%	38.5%	20.0%	19.8%
製造業	14.9%	18.1%	12.9%	14.7%	11.4%	8.2%	22.2%	13.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	50.0%	14.3%	20.5%	26.5%	11.8%	20.0%	30.8%	22.0%
情報通信業	11.1%	3.1%	14.6%	14.3%	9.7%	9.5%	3.7%	12.1%
運輸業、郵便業	22.2%	6.9%	11.9%	13.5%	9.4%	7.2%	33.3%	11.9%
卸売業、小売業	27.8%	11.1%	12.2%	9.6%	10.5%	14.0%	28.1%	11.2%
金融業、保険業	22.2%	19.4%	16.4%	16.4%	36.6%	17.5%	46.7%	19.9%
不動産業、物品賃貸業	40.0%	10.0%	10.0%	9.2%	13.4%	0.0%	0.0%	10.1%
学術研究、専門・技術サービス業	60.0%	33.3%	10.7%	14.9%	15.7%	7.7%	0.0%	14.6%
宿泊業、飲食サービス業	40.0%	15.8%	6.0%	15.0%	7.4%	29.0%	42.9%	12.2%
生活関連サービス業、娯楽業	0.0%	5.6%	11.1%	10.5%	5.4%	18.8%	33.3%	10.0%
教育、学習支援業	0.0%	20.0%	18.9%	11.7%	23.8%	0.0%	—	16.1%
医療、福祉	0.0%	26.1%	14.7%	16.4%	16.1%	8.3%	0.0%	15.8%
サービス業(他に分類されないもの)	28.6%	30.4%	13.9%	20.3%	9.5%	15.0%	8.5%	12.9%

過去5年以内の営業秘密漏えい事例有無

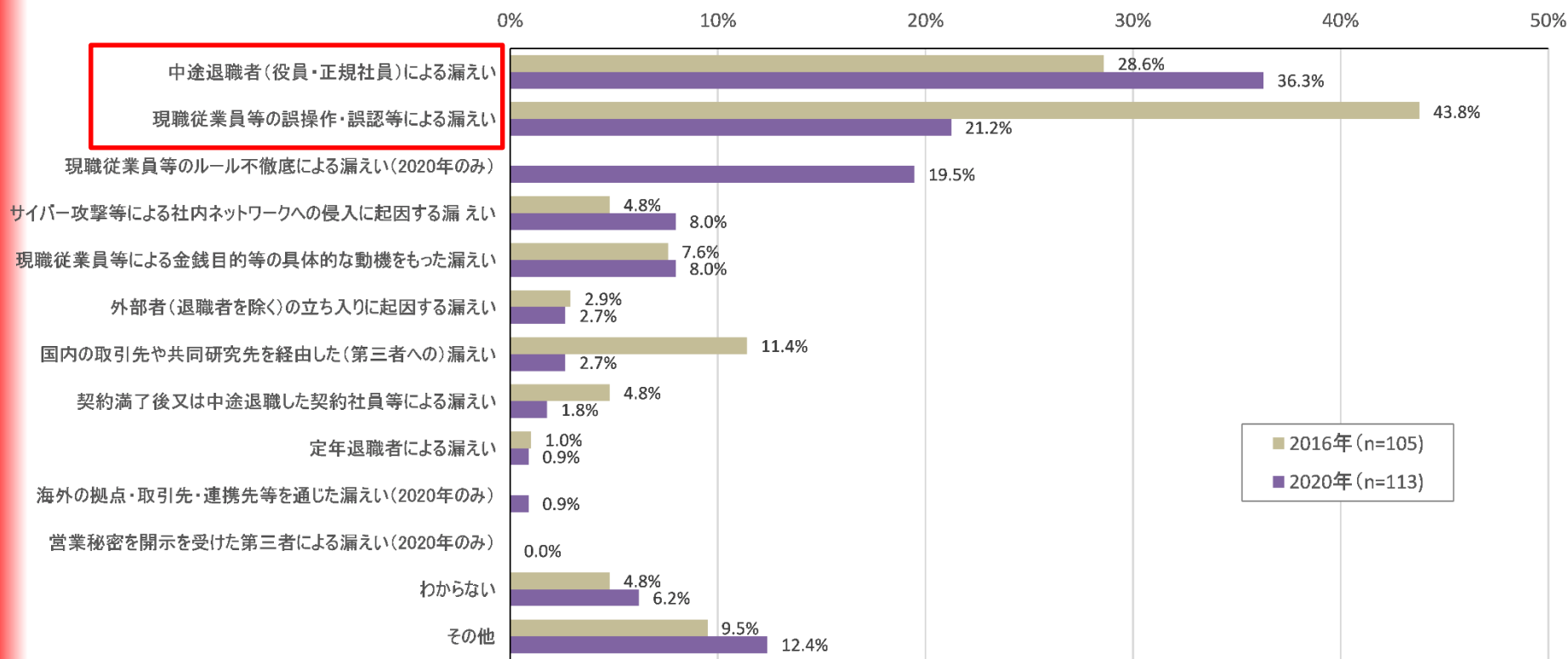
■ 減少の原因として、以下の3要因が作用した可能性：

- P4に示した企業構成比の相違の影響
- 攻撃の巧妙化により、事象そのものを認知できていない可能性
- 企業における対策の進展



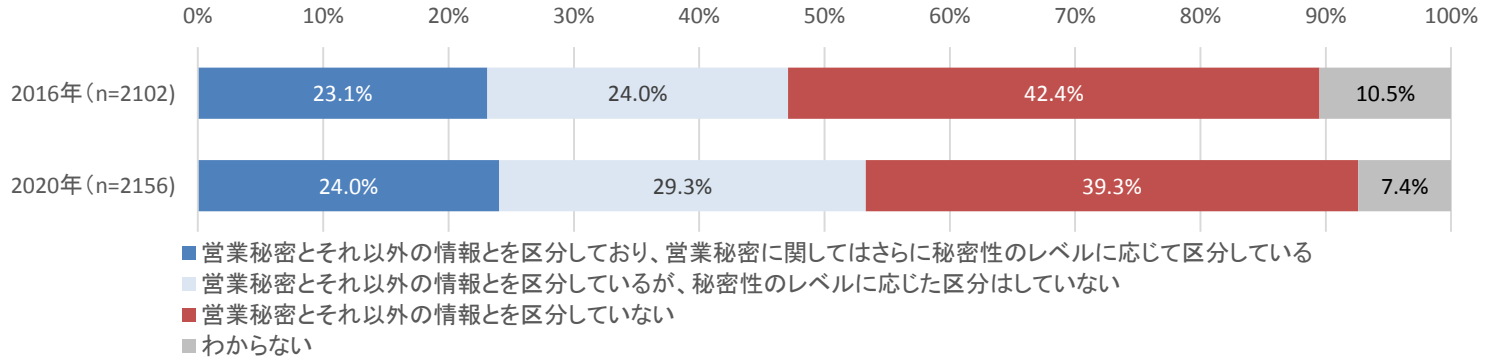
漏えい発生ルート

- 「誤操作・誤認」が減少しているのは、今回「ルール不徹底」を追加した影響が大きく、大きく減少したのは「取引先・共同研究先」と「契約社員等」であり、「中途退職者」で増加

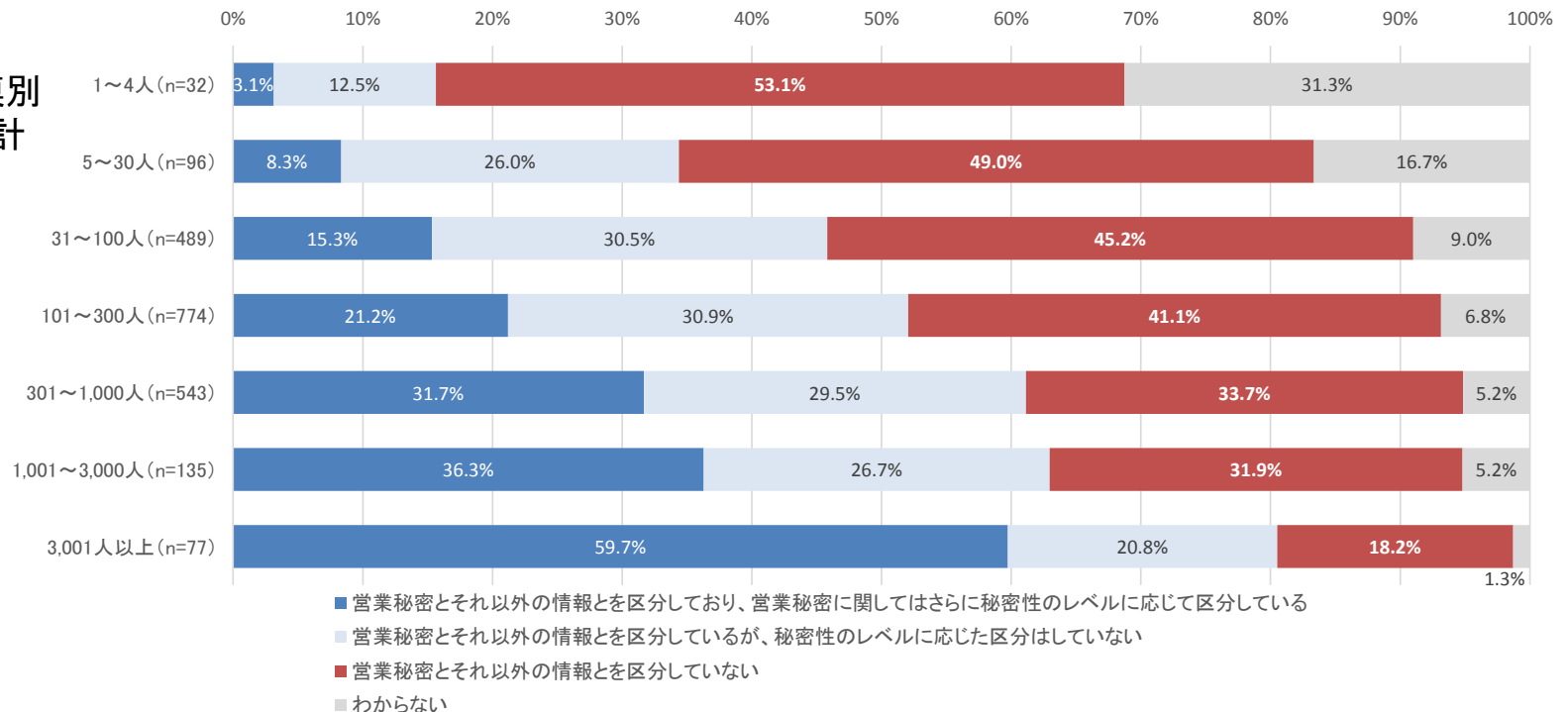


営業秘密の区分管理状況

■ 区分管理は進展するも、レベル別管理の比率は横ばい

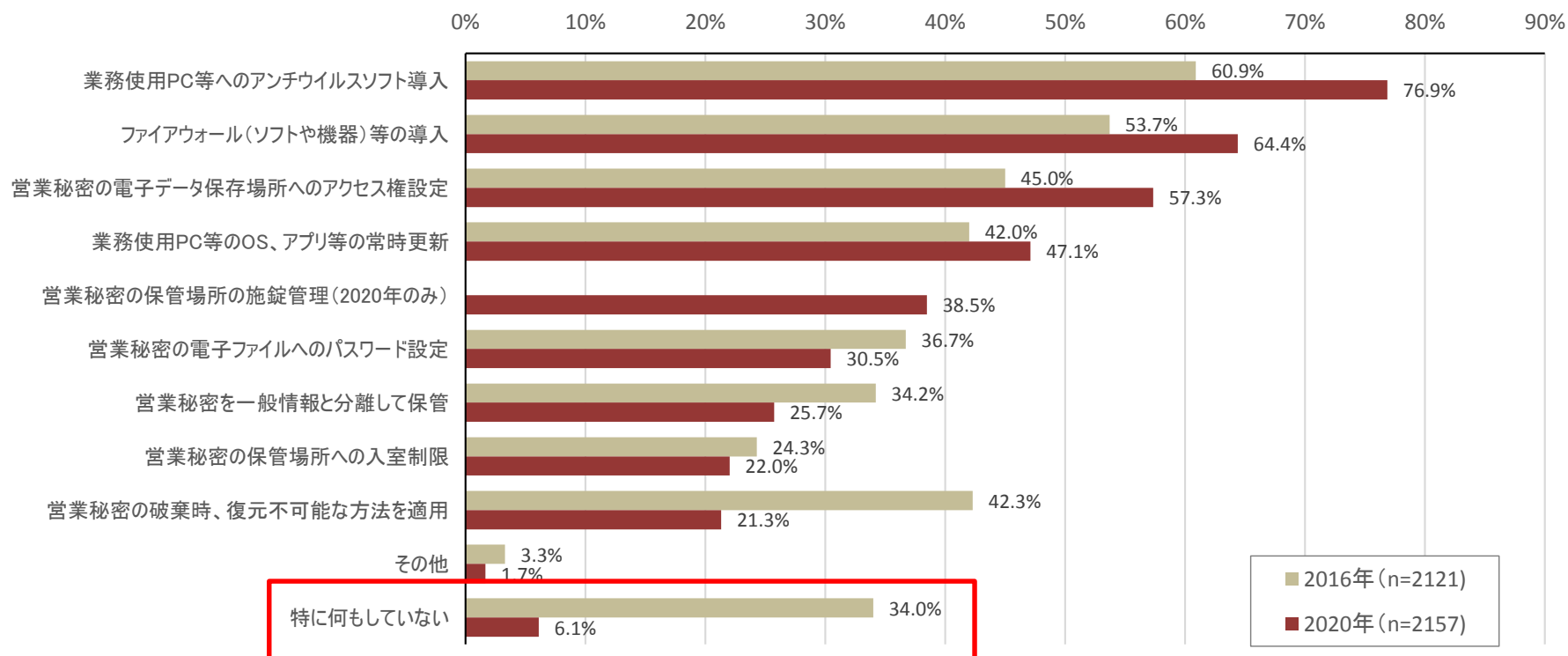


企業規模別 クロス集計



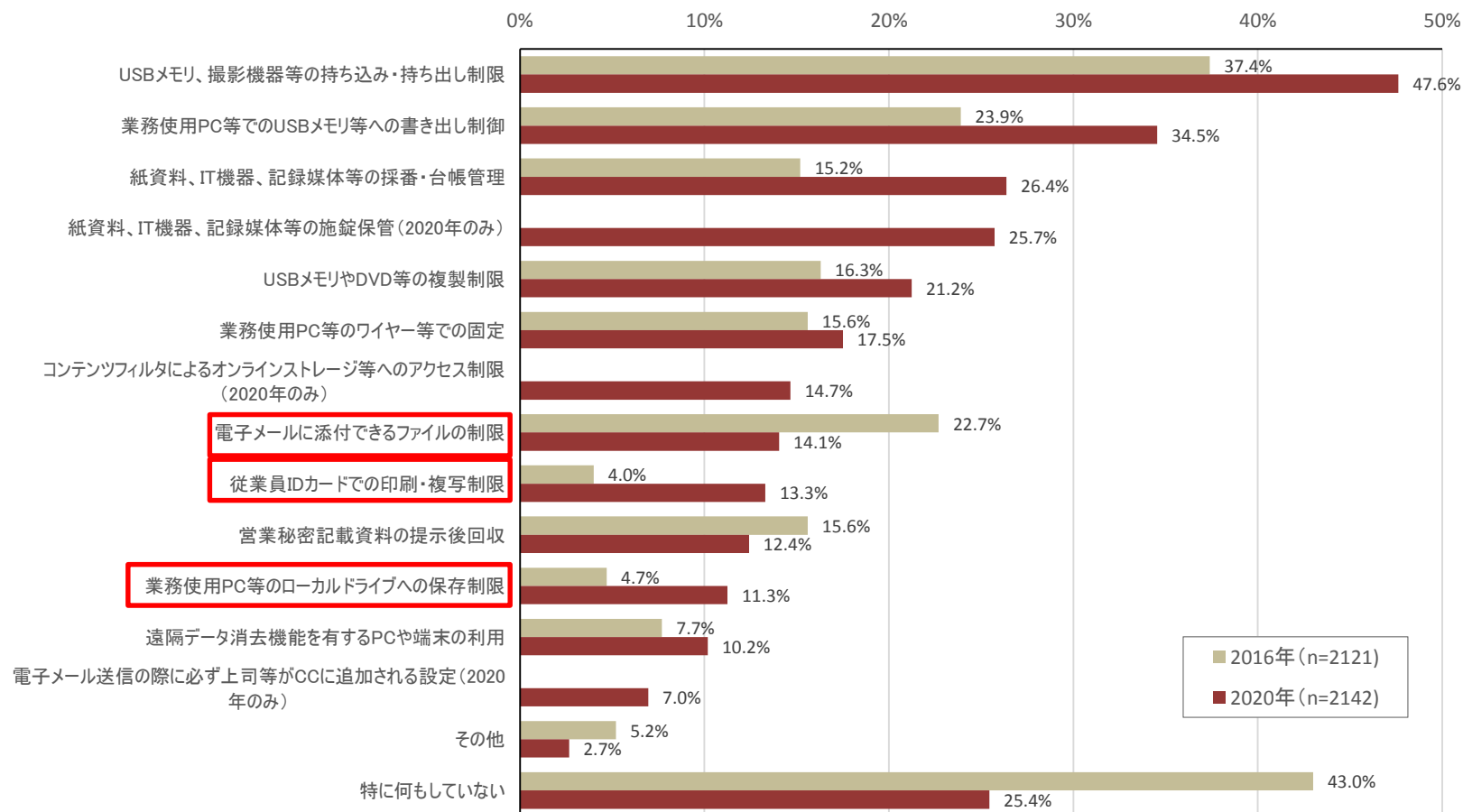
対策実施状況（不正アクセス対策）

- 回答企業の規模別構成比の相違を考慮すると、顕著な進展は見られないが、何もしていない企業は減少



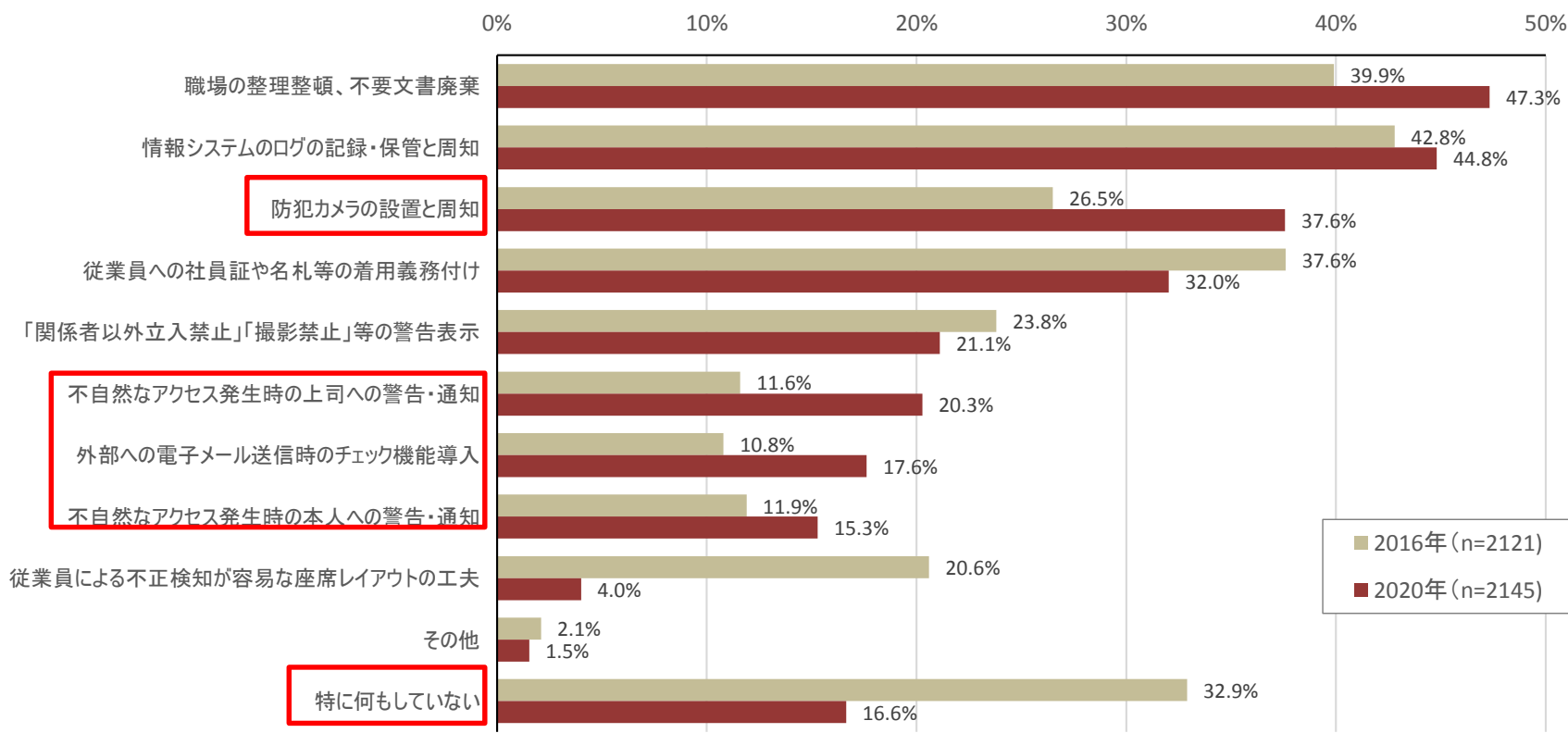
対策実施状況（不正持ち出し対策）

- 「IDカードを用いた制限」「ローカルドライブ保存制限」等の実施率が増え、「添付ファイル制限」は減少



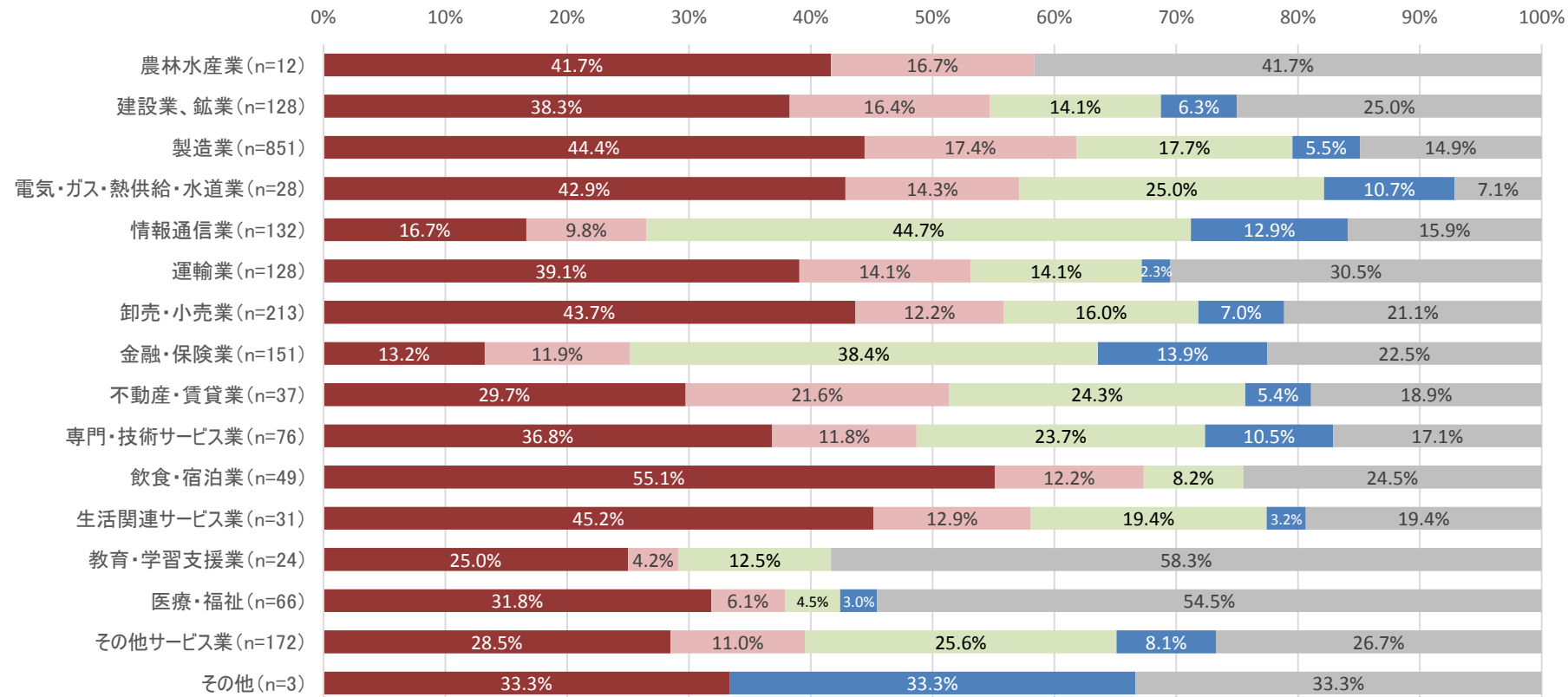
対策実施状況（不正しにくい環境づくり）

- 防犯カメラのほか、不自然なアクセスの検知等の対策導入が若干の進展を示していると認められ、何もしていない企業は減少



取引先の対策管理状況

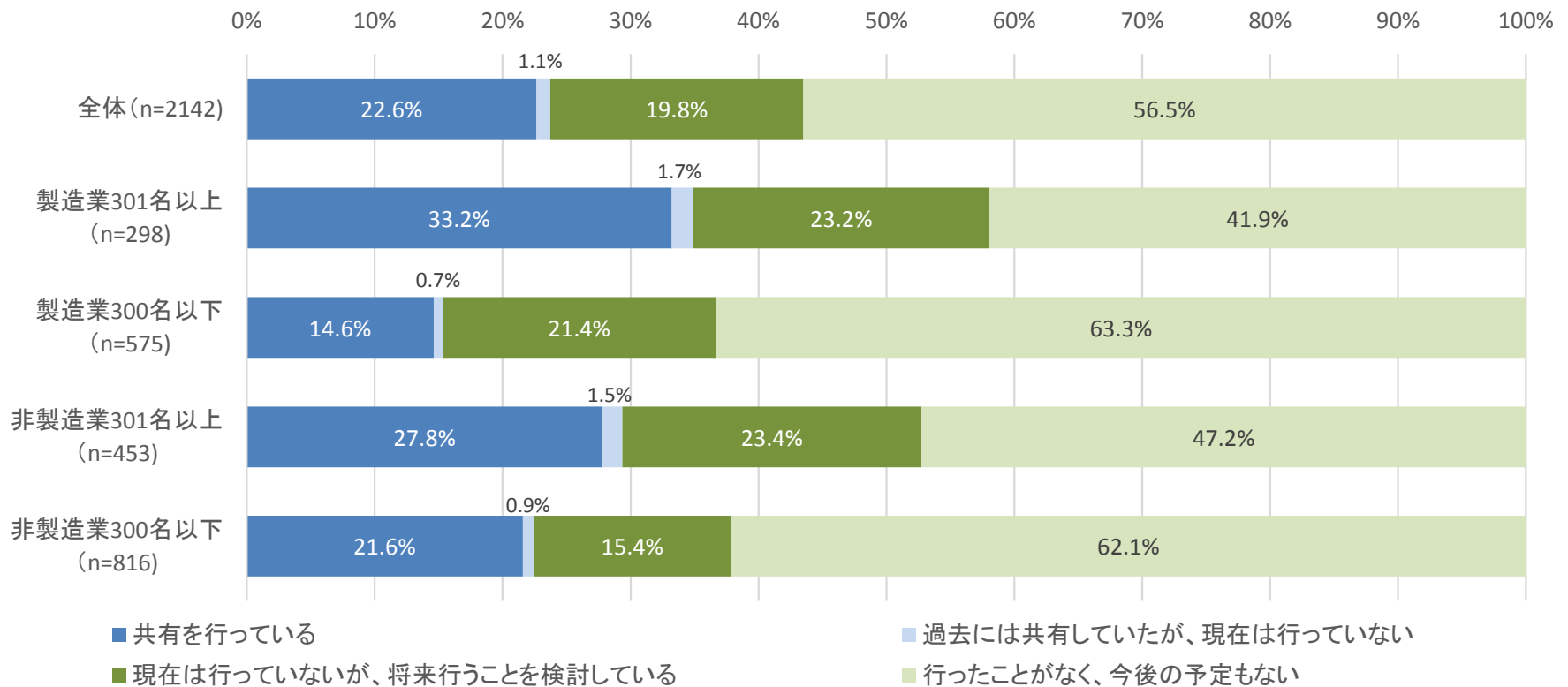
業種別クロス集計



- 直接の取引先の管理状況を把握していない
- 直接の取引先の管理状況を把握しているが、再委託先等への営業秘密提供について条件を定めていない
- 直接の取引先の管理状況を把握し、再委託先等への営業秘密提供の条件を定め、管理状況の把握は取引先に行わせている
- 営業秘密を提供する直接の取引先の管理状況を検査や報告により把握するとともに、取引先から再委託先等への営業秘密提供の条件を定め、再委託先の管理状況の把握も自ら実施している
- 営業秘密のやりとりを行う相手先がない

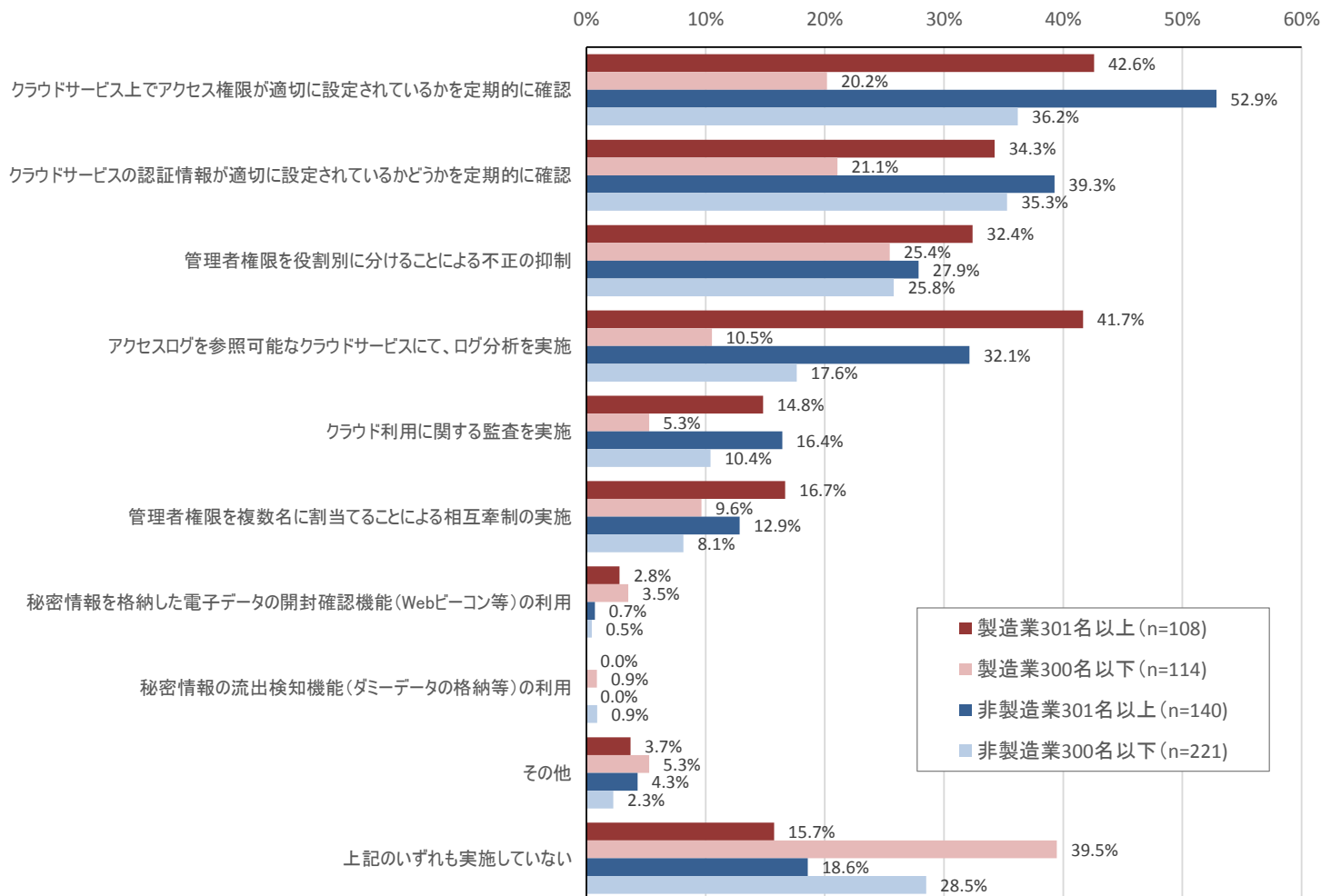
クラウドによる秘密情報の共有実態

- 中小規模企業では、「クラウドを用いて他社と情報を共有」という業務形態を有する企業の比率がまだ少ない模様



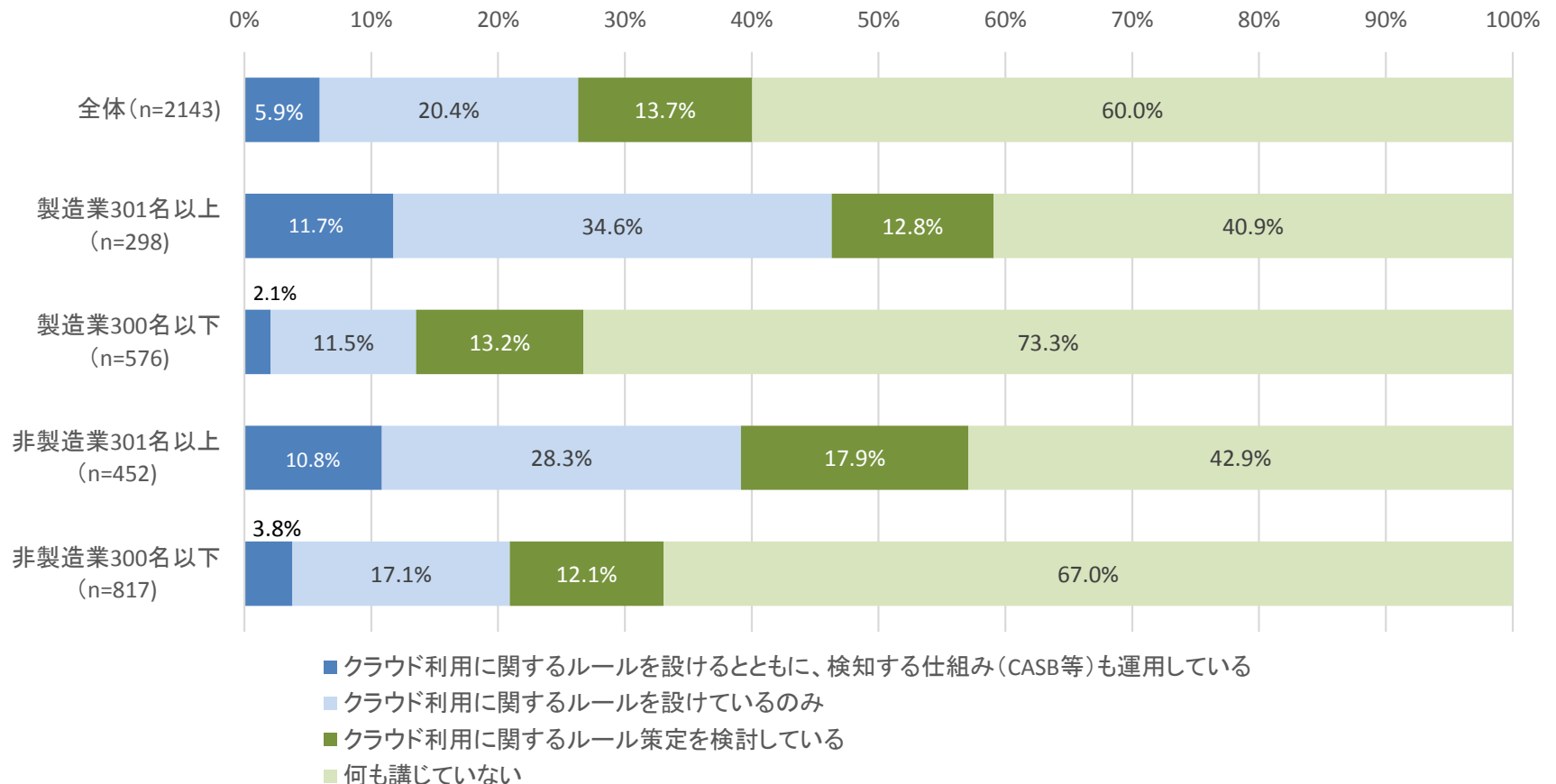
(クラウドで秘密情報を共有している企業のみ) クラウドを対象とする情報の不正利用対策状況

- 大規模企業でアクセス権限よりも認証対策その他の比率が少ない。内部不正等想定した対策の導入までは進んでいないことがわかる



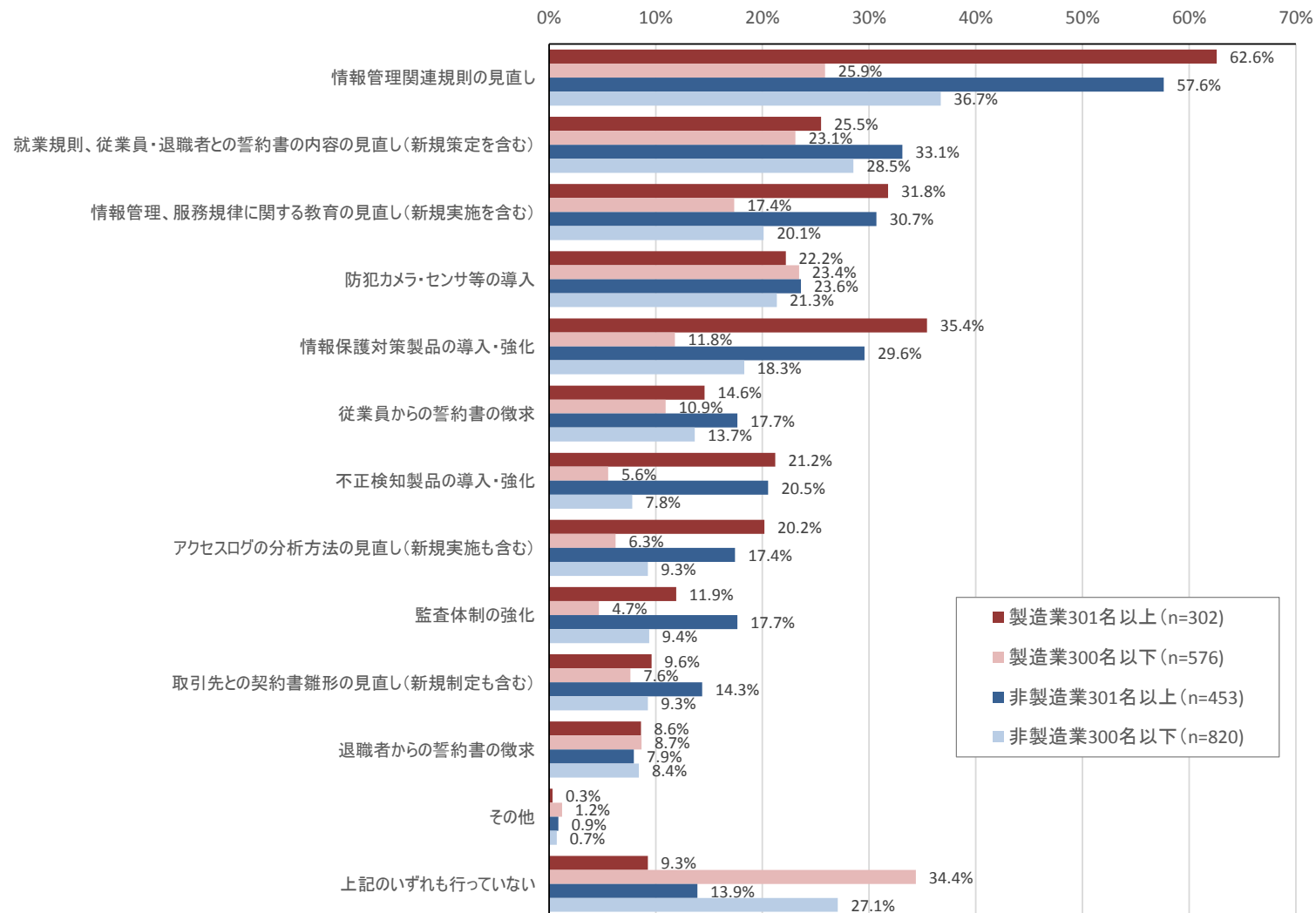
シャドークラウド対策実施状況

■ 企業規模による対策状況の違いが顕著な項目のひとつといえる



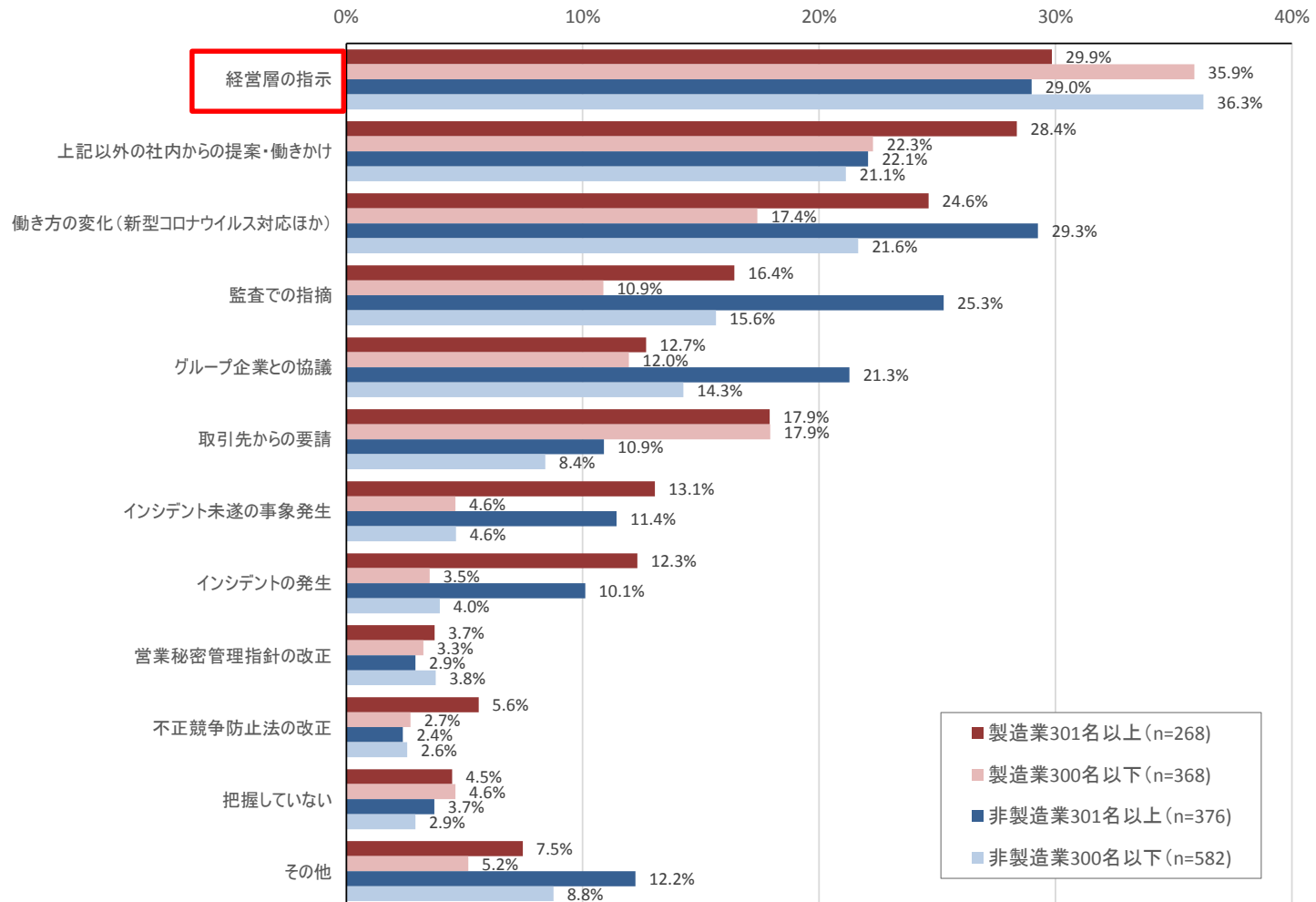
過去5年間に見直した規定等の内容

■ 項目によって、企業規模による相違が顕著に異なる



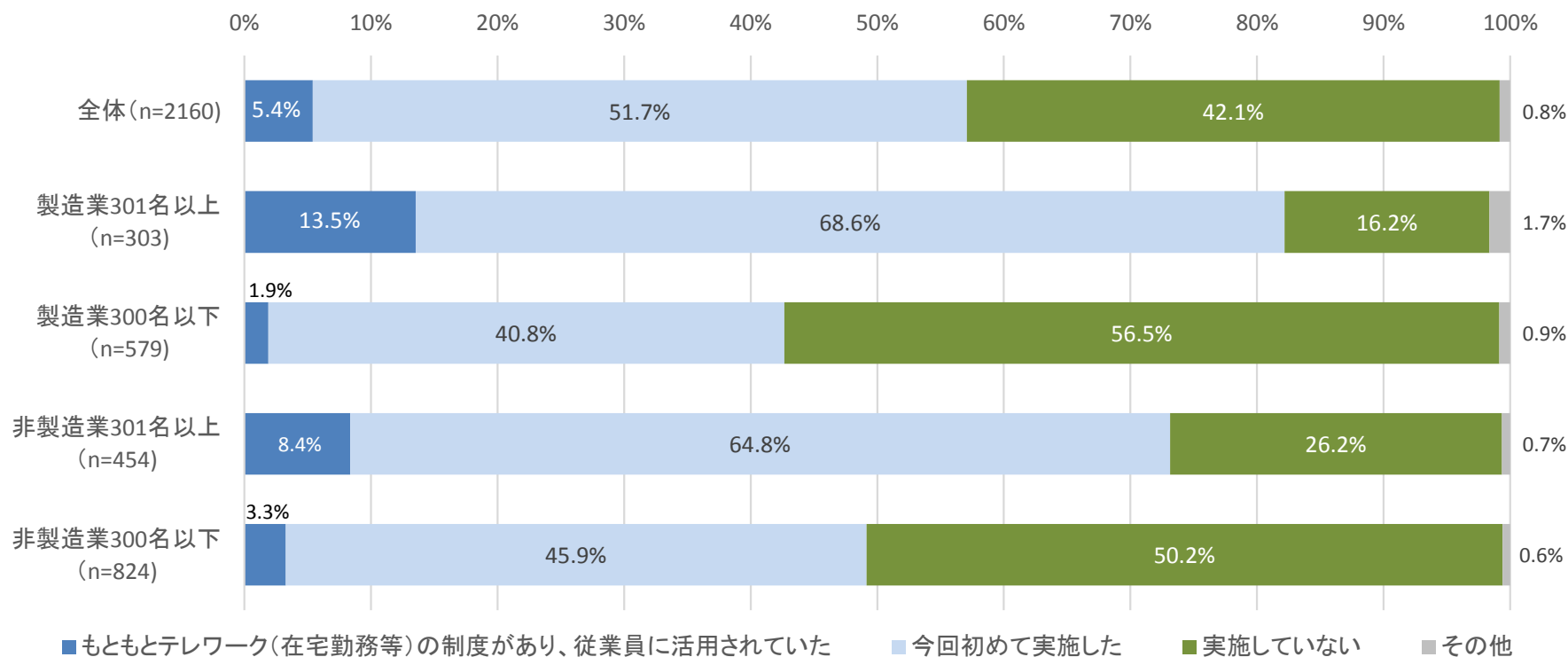
見直しを行った目的や動機

- 「経営層の指示」が最多となる背景として、コロナ禍での緊急対応がトップダウンで行われたことの影響が想定される



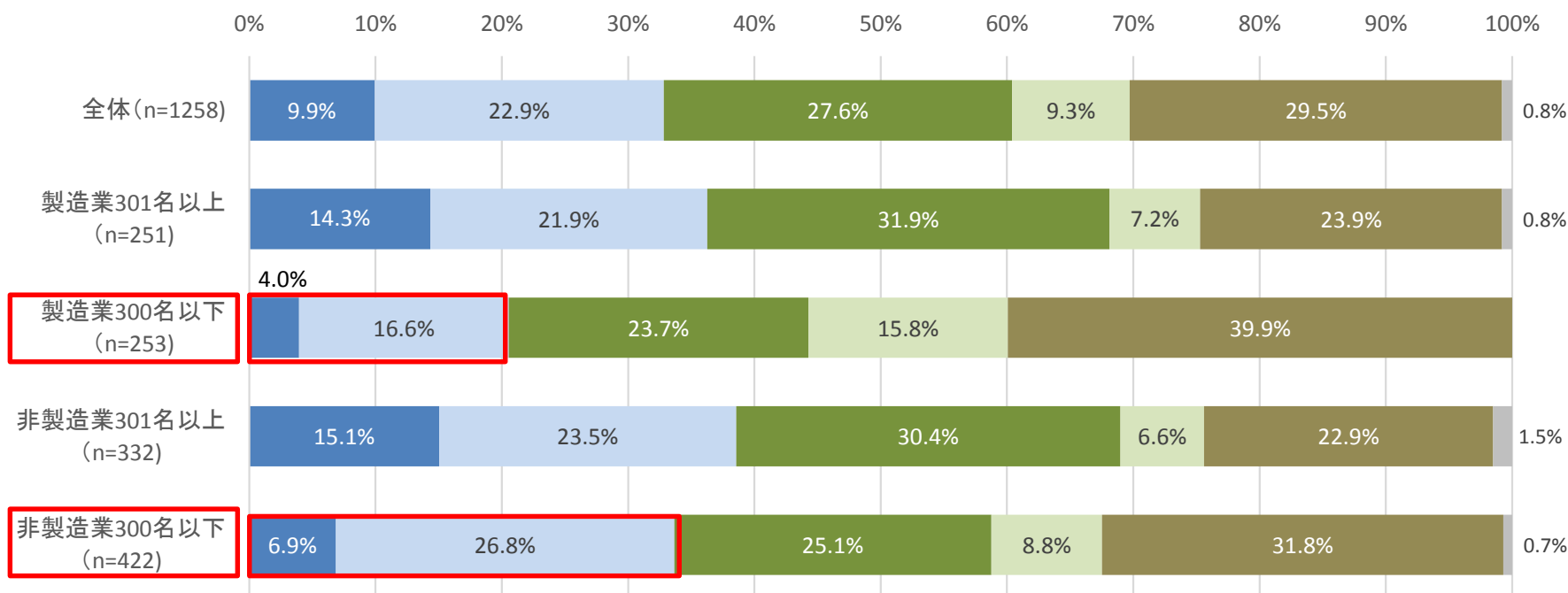
テレワークの実施状況

- 企業規模毎の実施率は、概ね今年実施されたテレワークに関する他の調査結果に一致



(テレワーク実施企業のみ) テレワークに関するルールの規定状況

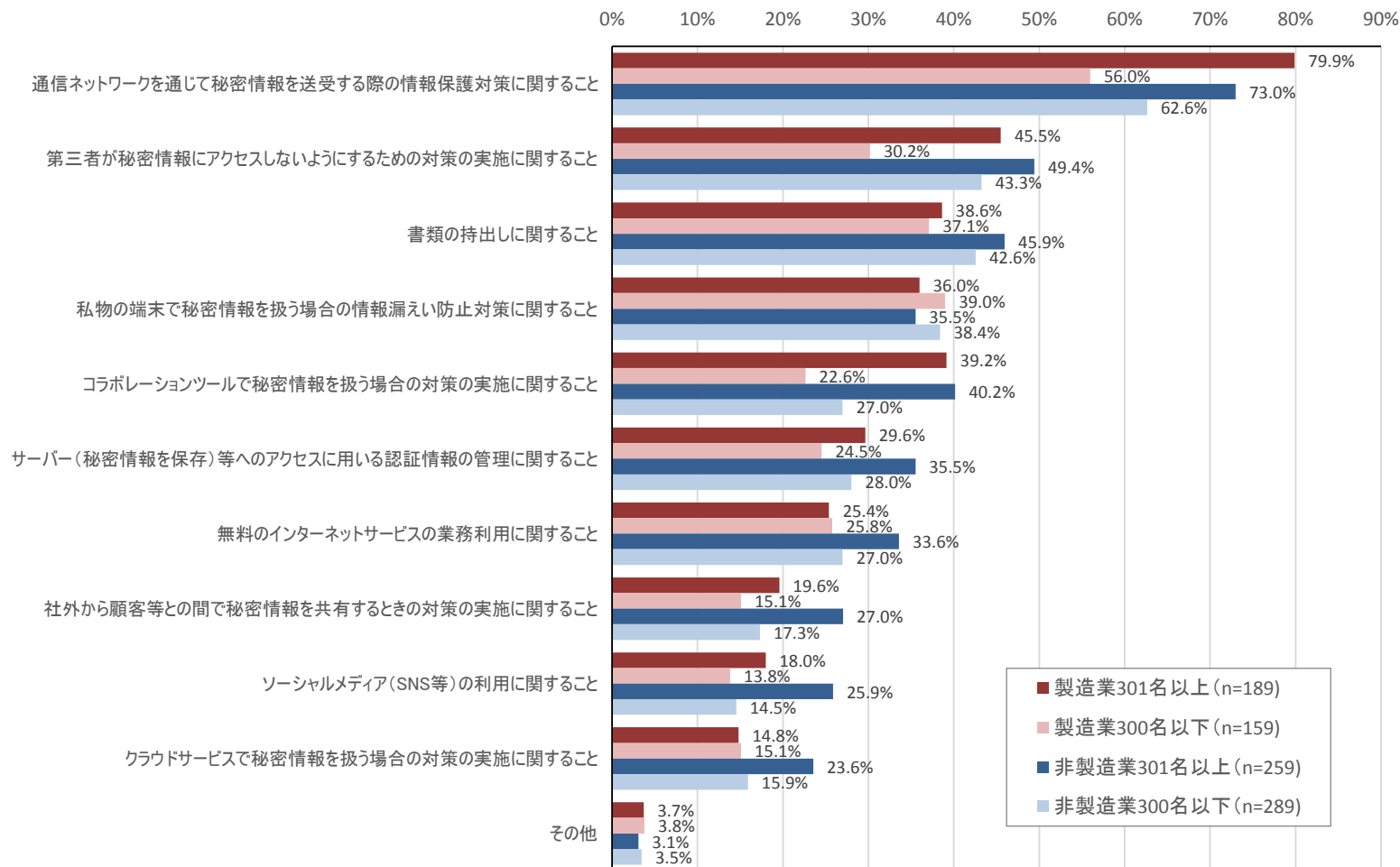
- 中小規模製造業において、積極的にルールを作成しない傾向が見られるが、これはテレワークで可能な業務が少ないことによる可能性がある



- テレワーク(在宅勤務等)における情報管理のルールが以前から定められていた
- 今回の新型コロナウイルス蔓延等を契機に、テレワーク(在宅勤務等)における情報管理のルールを定めた
- 暫定または例外措置として、在宅勤務やテレワークにおける注意事項等を周知した
- ルール策定を検討中
- テレワーク(在宅勤務等)におけるルールは特に定めていない(職場でのルールをそのまま適用する場合も含む)
- その他

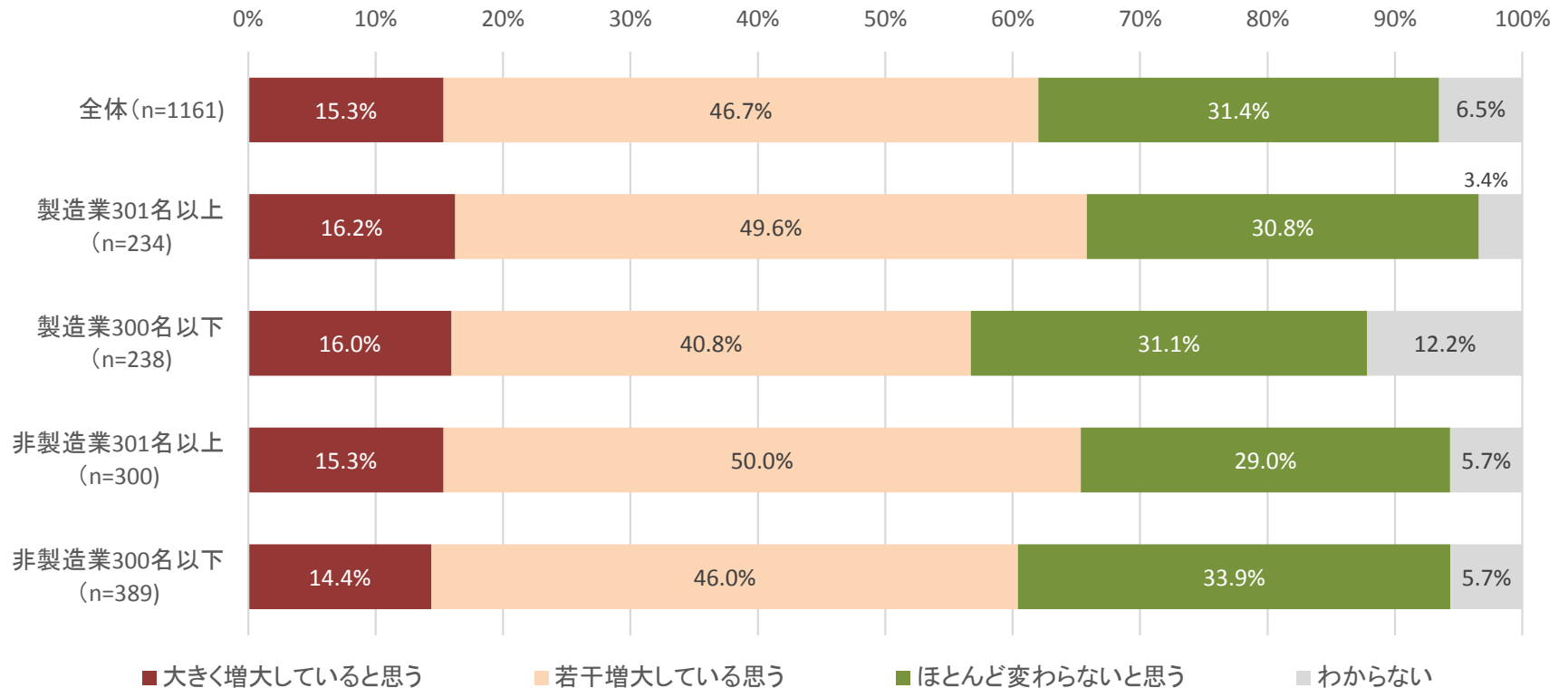
(テレワークに関するルール規定企業のみ) テレワークに関して規定したルール

- まずは通信時の対策を行う企業が多いが、本項目後半の対策等が十分になされていないのであれば重大な懸念材料となり得る



(テレワーク実施企業のみ) テレワークによるリスクの増加に対する認識

■ 本項目は企業属性ごとの相違が小さい



成熟度の判定方法

- 成熟度判定に用いた質問

質問	内容	成熟度の判断方法	点数
Q12	営業秘密の区分管理状況	レベル区分している	2
		秘密かどうかのみ区分	1
		わからない	0
		区分なし	-2
Q13	管理ルールの厳密な運用	厳密な運用を徹底、ある程度厳密	2
		改善の途上	1
		厳密とは言えない、ルールのみ	0
		わからない	0
Q27	サプライチェーン管理状況	把握していない	-1
		相手がいない	0
		把握のみ	1
		把握＋再委託時の条件提示	2
		再委託先も管理	3
Q31	漏えい時の組織体制	経営層のリーダーシップ、特定部署主導	2
		部署毎	1
		その他、特になし	0
Q35	見直しの目標	見直しを行っていない	-1
		区分管理の徹底	1
		合理的管理、継続改善、分離管理	2

- 成熟度毎の企業数

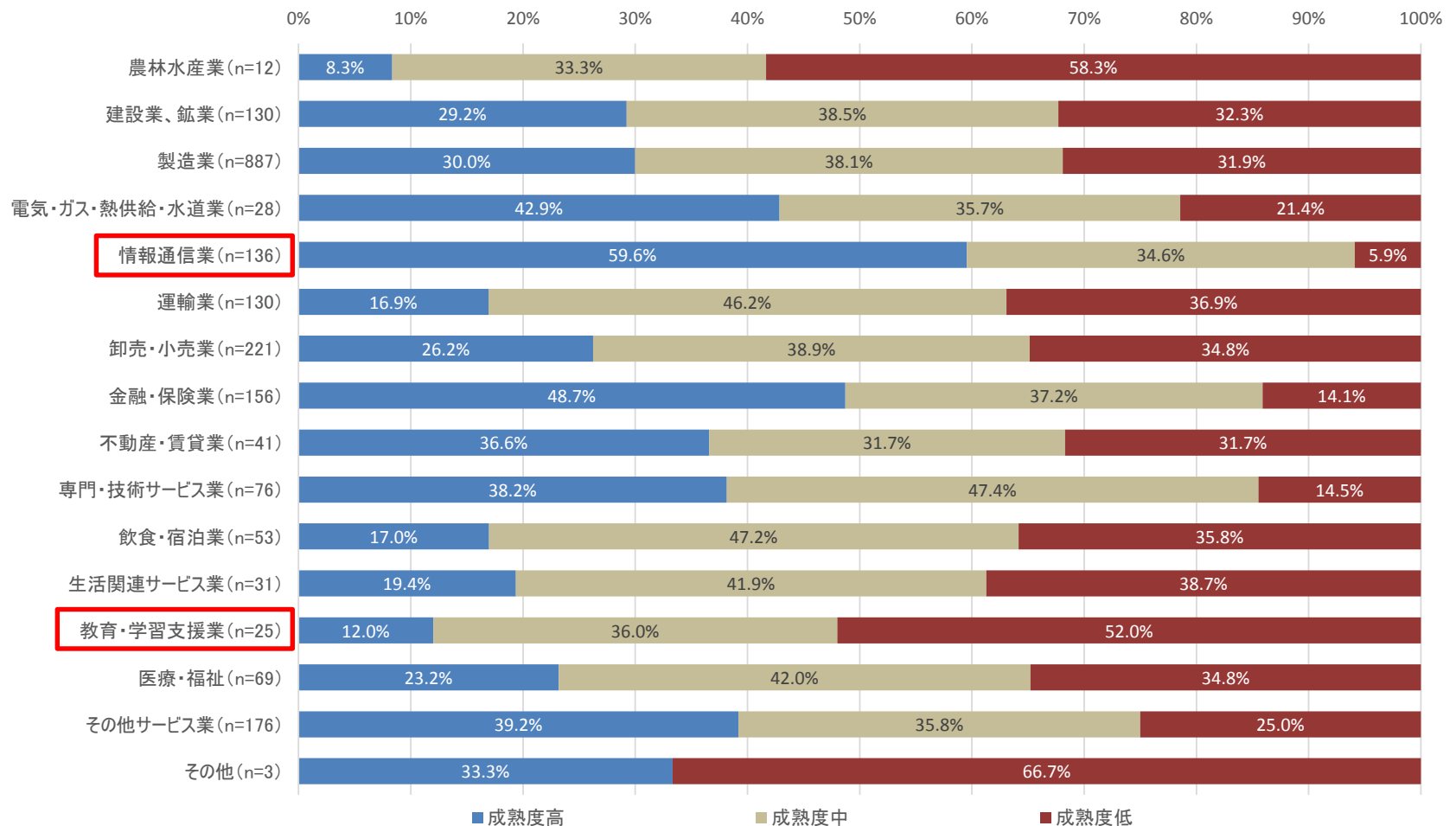


合計	区分	企業数
5以上	成熟度高	702
0～4	成熟度中	841
-1以下	成熟度低	631

成熟度別クロス分析（1／4）

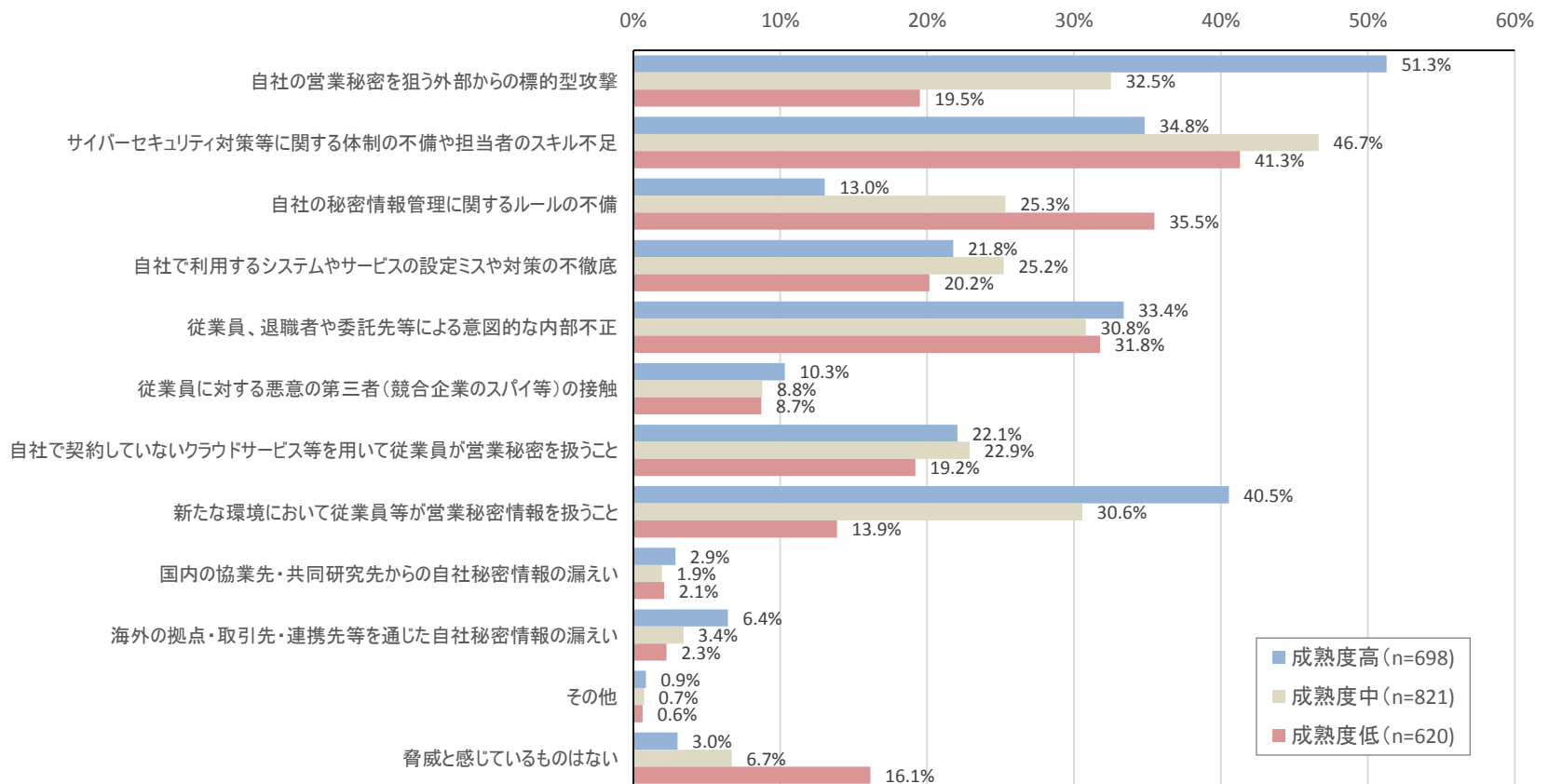
■ 成熟度と業種との関係

－ 情報通信系と教育系が対照的な傾向



成熟度別クロス分析（2 / 4）

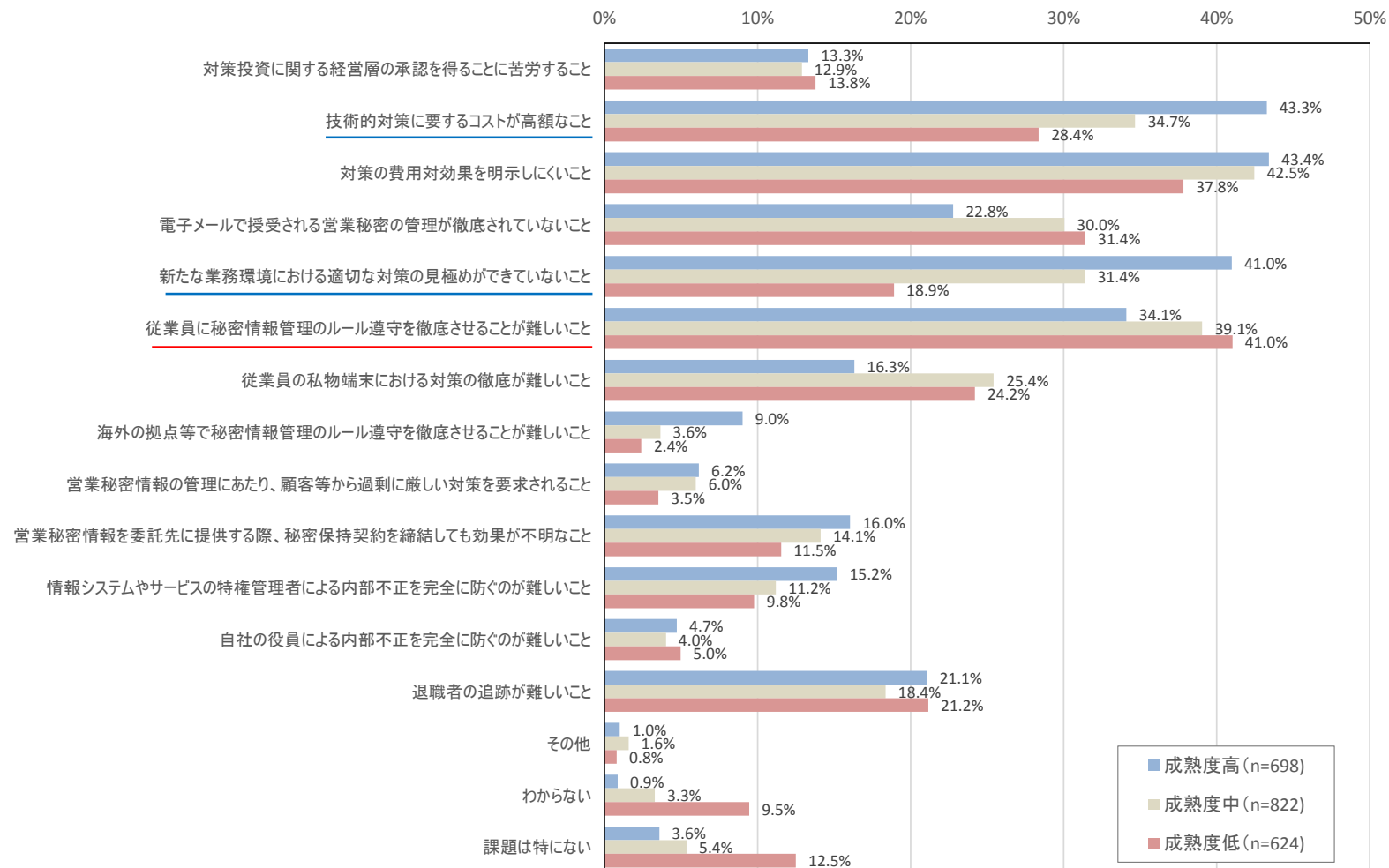
■ 対策が必要と考えている脅威 － 成熟度毎に重視する脅威が異なる



成熟度別クロス分析（3 / 4）

■ 対策実践における課題

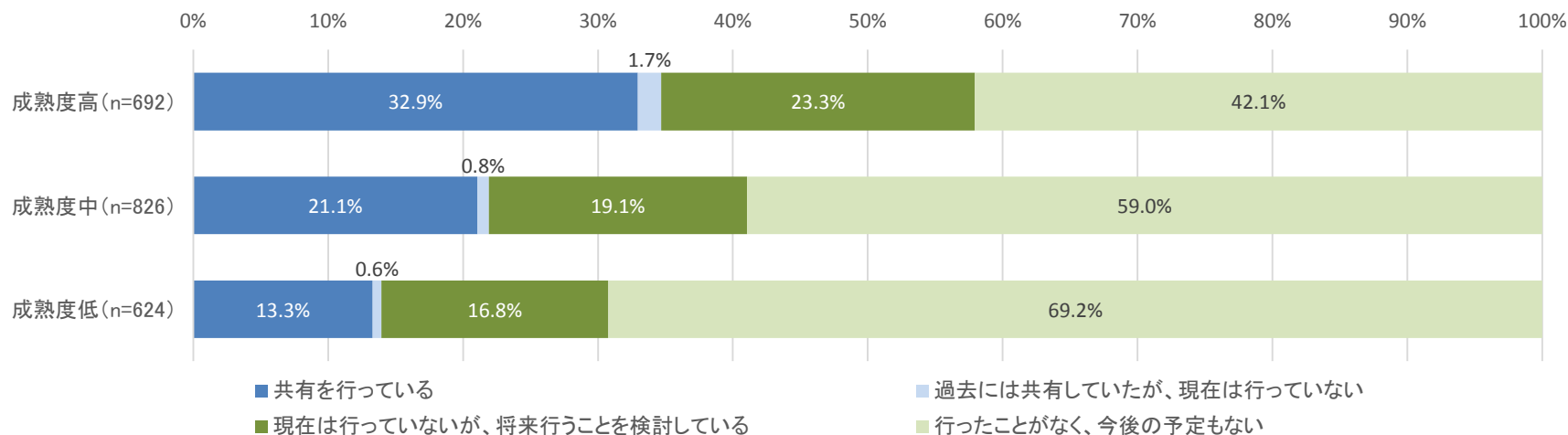
－ 成熟度高ならでは（青線）、低ならでは（赤線）の課題が示されている



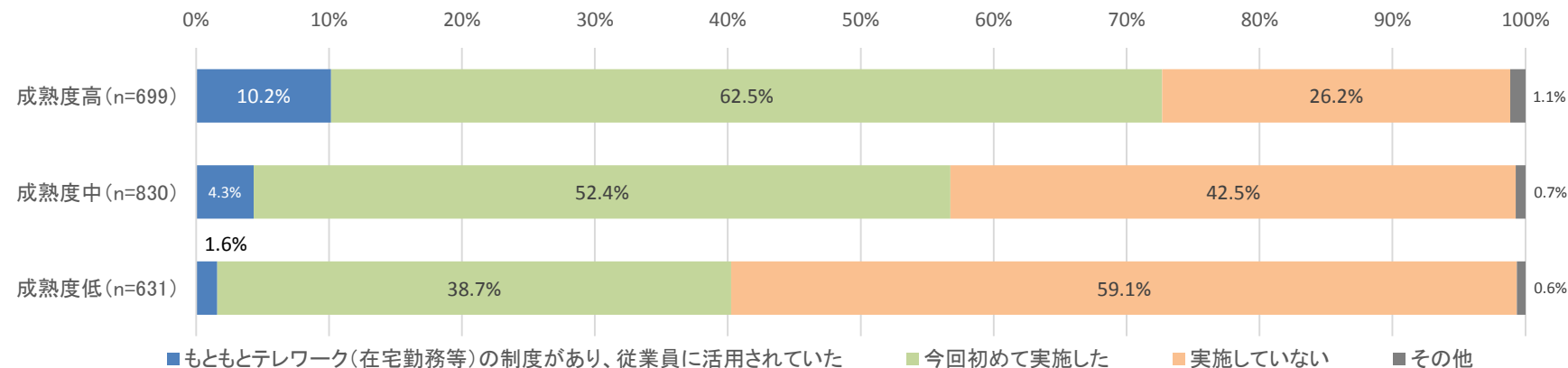
成熟度別クロス分析（4 / 4）

■ 成熟度高企業ほど、IT利活用を積極的に行っている

－ クラウドサービスによる秘密情報の共有実態



－ テレワークの実施状況



アンケート調査結果の総括

- 情報管理対策全般状況：
4年前の前回調査から比較して、わずかに進展
- 企業規模と対策状況には概ね正相関の関係あり
- 業種毎の対策状況比較：
4年前の傾向に反する状況は見られない
(教育、医療分野での改善は望まれる)
- テレワークにおける秘密情報管理：
対策に積極的な企業とそうでない企業の差が顕著
テレワークのルール策定状況は必ずしも万全ではない
- 情報管理に関する企業の成熟度を定義して比較：
成熟度の高い企業ほど、テレワークやクラウド活用を積極的に実施。ニューノーマル環境において適切な情報管理を行い企業競争力を高める効果を発揮している

インタビュー調査概要

	企業インタビュー	有識者インタビュー
実施時期	2020年12月～2021年1月	2021年1月
対象者	<p>アンケート回答企業のうちインタビュー調査への対応が可能と回答したうちの5社</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造業（家具・装備品） ● 製造業（非鉄金属） ● 製造業（輸送用機械） ● 医療福祉系サービス業 ● コンシューマー系サービス業 	<p>不正競争防止法ならびに企業における営業秘密管理に関して豊富な知見と実績を有する弁護士2名</p>
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業におけるインシデント発生の実態 ● 秘密情報の区分管理の実態 ● 企業における情報管理体制の実態 ● 企業における情報保護対策の実態 ● 企業における情報管理に関するリスクと課題認識 ● 情報管理やセキュリティ対策の情報源 ● DX推進における情報管理対策 ● 限定提供データへの対応状況 ● クラウドサービスでの情報共有時の対策 ● テレワークにおける営業秘密管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査結果から読み取れる企業における営業秘密管理の実態 ● 近年の事件や裁判例から見た企業における営業秘密管理における課題 ● 本調査を通じて企業に対して伝えるべき内容

インタビュー調査結果

■ 企業インタビューで得られた知見

- テレワーク等の実施に伴うリスクの重みを企業がどのようにとらえるかは、その企業がテレワークにおいてどのような業務を認めるかに大きく依存することが確認された。必ずしも十分な対策が講じられていなくても、重要な情報を扱わない範囲のみでテレワークが実施されている場合、テレワークによるリスクの増大はほとんどないとみなされることがあり得る。他方、テレワークにおける情報管理リスクが高いと認識している企業は現状の対策では不十分と感じている。
- 情報管理における区分管理の阻害要因として、企業より次のような事例が挙げられた：
 - 業務形態が多様であり、それぞれの業務に適した情報管理ルールを作っても守らせようとしても、管理側の手が回らない
 - 現場で管理すべき秘密情報が管理不要の情報と混在して扱われている場合秘密情報のみを取り出して管理することは現実的でないことがある

■ 有識者インタビュー

- 営業秘密の適切な管理の実現に向けて、多くの企業が社内情報のアセスメントや洗い出し、棚卸し等の段階で行き詰まっている実態を踏まえ、部門毎に漏れてはならない情報が何かを把握した上で、異論と無理が出ないところから開始すべきとの指摘が得られた

文献調査概要

■ 調査概要

- 不正競争防止法及び企業における営業秘密保護に関して、直近5年間に関係機関、専門家及び研究者等により示された国内外の21文献について、調査項目の検討に資する目的で整理

■ 調査結果

- 裁判例における秘密管理性の認定に関して、調査対象の文献での論考の範囲内では過去5年間程度での変化を指摘するものは見られない
- 中小企業が原告の民事訴訟では「営業秘密管理指針」等が示す秘密管理措置を満たさない場合でも、営業秘密として認定される例がある
- 裁判所は、営業秘密の管理状況に限らず、行為の悪質性や侵害行為の有無等を含めて判断しており、「社外秘表示の有無」といった個別要素のみを取り出して判断の妥当性を論じることは不適切
- 米国及びEUにおける2016年の法整備、国内の2015年及び2018年の不正競争防止法改正等、国際的に調和のとれた営業秘密の保護の実現に向けた取組が進められているが、現状において、国毎での営業秘密の保護ならびに不正競争行為の規制に関する扱いには相違がある

裁判例調査概要

■ 調査概要

- 平成28年8月24日以降に確定した裁判例のうち、営業秘密性の3要件が争点となった22件について分析を実施
- 分析項目：秘密管理措置の有効性、営業秘密の認識可能性等

■ 調査結果

- 秘密情報該当性に関して、2016年度調査と比較して、異なる傾向は示されておらず、新たな方向性を示すような裁判例も現れていない
- 秘密管理性の判断においては、安全管理措置のほか、企業規模等を含めた総合的な判断がなされており、すべての企業に対して同レベルの情報管理対策が求められているわけではない
- 2018年改正の不正競争防止法において新たに盛り込まれた技術的制限手段に関する不正競争行為の有効性、及び限定提供データの扱いが争点となった判決はいずれも調査対象とすることができなかった。限定提供データを対象とする事項の施行（2019年7月1日）から2年に満たないこともあるが、第四次産業革命を背景としてデータの活用がより進んでいくことが想定され、引き続き注視する必要がある

調査仮説の検証結果

■ 本資料P3に示した調査仮説の検証

1	内部不正対策は進展したか？	<ul style="list-style-type: none">● 役員・従業員を対象とする秘密保持契約を締結する企業が増加● 中途退職者による情報漏えいは2020年においても主たる要因● クラウドサービス上のセキュリティ対策は設定ミスやサイバー攻撃対策が中心
2	中小企業の対策は進展したか？	<ul style="list-style-type: none">● 情報漏えいの発生頻度は中小規模企業よりも大規模企業で高い傾向● 連携先やサプライチェーンを通じた情報漏えいは大幅に減少● 漏えいする情報の種類は引き続き顧客情報が最多● 営業秘密のレベル別管理を行っている企業の比率は概ね横ばい● 企業内での情報管理ルールは適切に運用されているとは限らない
3	管理強化のきっかけはあったか？	<ul style="list-style-type: none">● 情報管理強化のきっかけは「経営層の指示」が最多
4	「秘密情報の保護ハンドブック」活用企業の追加的ニーズは？	<ul style="list-style-type: none">● 「テレワーク等における営業秘密保護の追記」「規程等のサンプルの更なる提供」についての要望が最多
5	不正競争防止法改正の効果はあったか？	<ul style="list-style-type: none">● 非製造業の中小規模企業において、不競法改正に合わせた管理の見直し事例あり →機械学習データを扱うスタートアップ、下請事業者等によるニーズへの対応の可能性
6	営業秘密に関する訴訟・判決に変化は見られるか？	<ul style="list-style-type: none">● 秘密管理性や非公知性の認定に関する新たな判断を行った裁判例は出現せず● 欧米の営業秘密保護に係る裁判例が国内の裁判に影響した事例は出現せず
7	ウイズコロナ、ポストコロナで課題や対策は変化しているか？	<ul style="list-style-type: none">● 国内企業のうち2割程度がコロナ禍で情報管理のルール見直しを実施● テレワークの導入で営業秘密該当性が損なわれる可能性を企業は一定程度認知● テレワークの導入を通じて企業におけるペーパーレス化が進展● 企業によるクラウドの不正利用対策は不十分であるが、一定の比率で必要性を意識

実態を踏まえた啓発の方向性

1. ニューノーマル環境における営業秘密保護の考え方
 - 「見切り発車」状態からの脱却が必要
 - テレワーク等の環境における秘密管理措置が必要
 - 被害発生防止：対策実施を通じて、漏えいをどのように実効的に防ぐか
 - 法的救済：営業秘密該当性をどのように担保するか
2. 秘密情報の区分管理の更なる普及に向けて
 - これまでの阻害要因：現場の多様性、非協力、リソース不足等
 - 無理なく区分管理を開始するためのプラクティス
 - 異論と無理が出ないところから開始する
 - 管理負荷の小さいプラットフォームで管理する
3. 情報管理の成熟度と新たなIT環境の活用状況との関係
 - DXの実現：事業部門における情報管理体制等の整備が必要
4. 内部不正による漏えい対策
 - 雇用の流動化に係る更なる対策が必要（転出元企業における雇用期間中・退職時の留意点、受入先企業における転職者の受入時の留意点）